

15 水産業振興施策の充実について

(財務省、農林水産省)

【内容】

- (1) 漁業経営の安定を図るため、漁業共済制度を拡充すること。
- (2) ウナギ資源の減少が危惧される中、シラスウナギを安定的に確保するため、国際的な資源管理対策に法的拘束力を持たせ、資源保護を着実に推進するとともに、国内の資源管理対策においては資源保護と零細な生産者の経営が両立できる養殖量制限とすること。また、シラスウナギの人工種苗量産化の技術開発に引き続き取り組むこと。
- (3) 平成32年以降のフロン生産規制に対応した、漁業用製氷・冷蔵・冷凍施設の整備を促進すること。
- (4) 水産業の多面的機能を發揮するための地域活動の支援に要する経費について、十分な予算を確保すること。

(背景)

- 漁業共済制度は漁業経営安定に有効な施策であるが、より多くの漁業者が制度へ参画することができるよう、漁業共済における国庫負担割合の引上げが必要である。
- ウナギを今後とも持続的に利用するには、東アジア全域における国際的なウナギ資源管理による資源保護が重要であり、日本、中国、韓国、台湾で合意した資源管理の枠組を着実に推進し、この枠組及び各国の資源管理対策に法的拘束力を持たせる必要がある。また、国内の資源管理対策として、許可制により養殖量を制限しているが、この基準は零細な生産者の経営が成り立つよう設定される必要がある。
なお、シラスウナギ確保の最も安定的な手段は人工種苗の量産化であることから、その技術の一刻も早い開発が必要である。
- 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の削減スケジュールにより、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)は平成32年の生産中止が定められた。現在の漁業用製氷・冷蔵・冷凍施設の多くは、HCFCを冷媒に使用している(県内の約8割)ことから、施設の維持管理における冷媒の供給に支障をきたすこととなる。このため、代替フロン式冷却機器への更新が必要となり、漁協経営を大きく圧迫することから、補助率の引上げ及び採択要件の緩和が必要である。
- 近年、漁場環境の悪化や漁業者の減少等により、管理が行き届かず生産力が低下している漁場がみられる。特に、本県アサリ漁場においては、害敵生物等の影響により、漁獲量が大幅に減少している。このため、漁業者等は、海面及び内水面漁場において生産力を回復するとともに水産業の多面的機能を発揮するための漁場保全活動等を実施しており、これらの活動をより一層推進する必要がある。

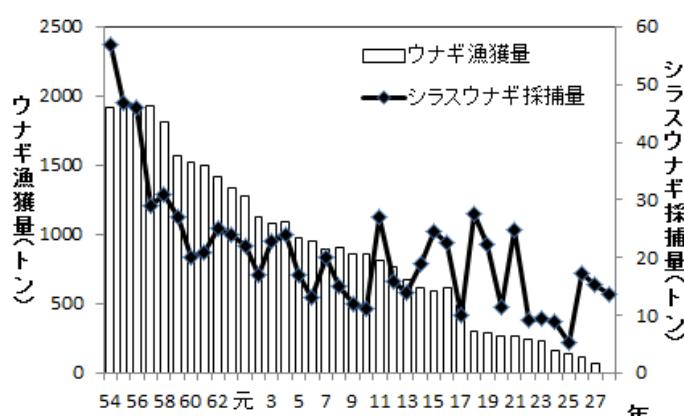
(参考)

◇ 漁業共済（漁獲共済）掛金の負担割合

加入経営体数要件	国庫負担割合	漁業者負担割合
全数加入	50%	50%
半数以上加入	25%	75%
半数未満加入	0%	100%

※10トン以上20トン未満の漁船の事例

◇ 国内のウナギ漁獲量とシラスウナギ採捕量



◇ 國際的なウナギ資源管理の

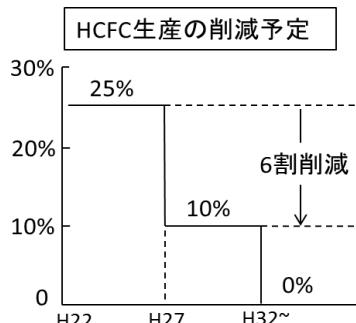
枠組の合意事項

- ニホンウナギの池入れ量を直近から20%削減
- 異種ウナギは近年の水準より増やさない
- 各国及び国際的な養鰻管理団体の設立
- 法的拘束力のある枠組の設立を検討

◇ 平成27年のウナギ養殖生産量

県	生産量(トン)	1経営体当たりの生産量(トン)
鹿児島県	8,007	129.1
愛知県	5,116	37.6
宮崎県	3,315	72.1
静岡県	1,834	32.2

◇ フロン生産規制対策



国における製氷・冷蔵・冷凍施設整備の採択要件と補助率

取組み	対象範囲	方針	年間水揚量	補助率
浜プラン策定	漁協、市町等	収益向上、コスト削減	5,000t以上	1 / 3
			5,000t未満	1 / 2
広域浜プラン策定	広域な漁村地域 (複数の漁協・市町等、浜プラン策定済の地域を含める。)	上記に加えて、施設の集約・再整備、中核的扱いの育成	区分なし	1 / 2

※基準量(100%)は平成元年実績値

◇ 本県の水産多面的機能発揮対策事業実施状況及び計画

年度	H25	H26	H27	H28	H29
活動組織数	7	7	7	12	13
活動内容	有害生物駆除、海浜清掃、漁場耕耘、河川清掃等				
事業費(千円)	24,146	24,473	22,094	27,036	-

◇ 本県のアサリ漁獲量の推移

